

事 務 連 絡
令和3年3月24日

災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議
メンバー 各位

災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議
座長 国土交通省技監 山田 邦博
副座長 東京都技監 上野 雄一

「災害に強い首都『東京』の形成に向けた連絡会議規約」の改正及び
「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」の設置に関する書面表決の結果について（報告）

「災害に強い首都『東京』の形成に向けた連絡会議規約」の改正及び「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」の設置について（書面表決）」（令和3年3月15日事務連絡（参考資料））に対して、各委員から賛同を得ましたので、下記の通り規約の改正等を行うことを報告します。

記

1. 「災害に強い首都『東京』の形成に向けた連絡会議規約」の改正について（別添1）

【主な改正点】

（ワーキンググループ）を追加

第6条 座長は、必要があると認める場合においては、ワーキンググループを設置し、具体的方策等を検討させることができる。

2 ワーキンググループの検討結果については、連絡会議に報告を行うものとする。

2. 「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」の設置について（別添2）

【問合せ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 企画専門官 中須賀 淳

TEL : 03-5253-8455

東京都 都市整備局 市街地整備部 工事調整担当課長 高橋 栄二

TEL : 03-5320-5448

災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議 規約

令和2年1月15日

令和3年3月24日改正

(名称)

第1条 本会は、「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」（以下「連絡会議」という。）という。

(目的)

第2条 連絡会議は、首都「東京」において大規模洪水や首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避するための防災まちづくり（水害対策・地震対策など）について検討を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 連絡会議は別紙に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 連絡会議に座長、副座長を置く。

- 2 座長は連絡会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があったときは、副座長が会務を総理する。
- 4 連絡会議は、座長が招集する。
- 5 連絡会議について座長、副座長以外は代理出席を認めるものとする。
- 6 座長は、必要があると認めたときは、構成員以外のものを連絡会議に出席させ、説明を求めることができる。
- 7 連絡会議は、原則公開とする。なお、連絡会議の議を経て非公開にすることができる。
- 8 連絡会議配布資料は、国土交通省及び東京都のウェブサイトに掲載することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。
- 9 連絡会議における議事要旨については、連絡会議後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省及び東京都のウェブサイトに掲載するものとする。

(書面による議事)

第5条 座長は、やむを得ない理由により連絡会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により連絡会議の開催に代えることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置して検討させることができる。

- 2 ワーキンググループの検討結果については、連絡会議に報告を行うものとする。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局は、国土交通省水管理・国土保全局、東京都都市整備局が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

付則

この規約は、令和2年1月15日から施行する。

付則（令和3年3月24日）

この規約の変更は、令和3年3月24日から施行する。

災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議

メンバー

(座長)	やまだ 山田	くにひろ 邦博	国土交通省技監
(副座長)	うえの 上野	ゆういち 雄一	東京都技監（都市整備局長兼務）
	あおやぎ 青柳	いちろう 一郎	内閣府政策統括官（防災担当）
	あおき 青木	よしゆき 由行	国土交通省不動産・建設経済局長
	さかき 榊	しんいち 真一	国土交通省都市局長
	いのうえ 井上	ともお 智夫	国土交通省水管理・国土保全局長
	よしおか 吉岡	みきお 幹夫	国土交通省道路局長
	わだ 和田	のぶたか 信貴	国土交通省住宅局長
	どい 土井	ひろつぐ 弘次	国土交通省関東地方整備局長
	やまて 山手	ひとし 斉	東京都総務局長
	なかじま 中島	たかし 高志	東京都建設局長
	えのもと 榎本	まさと 雅人	東京都住宅政策本部長
	あんどう 安藤	としお 俊雄	東京消防庁消防総監

(オブザーバー)

あらかわ 荒川	たつお 辰雄	(独) 都市再生機構 理事
もりかわ 森川	まこと 誠	(一社) 不動産協会理事／事務局長

(敬称略)

高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ 規約

令和3年3月24日

(名称)

第1条 本会は、「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」(以下「WG」という。)という。

(目的)

第2条 WGは、令和2年12月に策定した「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」に基づき、高台まちづくりを推進するため、地域ごとの水害リスク等を踏まえた高台まちづくりのあり方や、モデル地区等における高台まちづくりの実践等の過程で生じた課題等に対する具体的な推進方策について検討を行うことを目的とする。

(連絡会議との関係)

第3条 WGは、「災害に強い首都『東京』の形成に向けた連絡会議」(以下「連絡会議」という。)の規約第6条に基づき設置する。

2 WGの検討結果については、連絡会議に報告を行うものとする。

(構成)

第4条 WGは別紙に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第5条 WGに委員長、副委員長を置く。

2 委員長はWGを代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があったときは、副委員長が会務を総理する。

4 WGは、委員長が招集する。

5 WGについて委員長、副委員長以外は代理出席を認めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、構成員以外のものをWGに出席させ、説明を求めることができる

7 WGは、原則公開とする。なお、WGの議を経て非公開にすることができる。

8 WG配布資料は、国土交通省及び東京都のウェブサイトに掲載することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

9 WGにおける議事要旨については、WG後速やかに作成し、あらかじめ委員長に確認の上、国土交通省及び東京都のウェブサイトに掲載するものとする。

(書面による議事)

第6条 委員長は、やむを得ない理由によりWGを開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決によりWGの開催に代えることができる。

(事務局)

第7条 WGの事務局は、国土交通省水管理・国土保全局治水課、東京都都市整備局市街地整備部が行う。

(雑則)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、WG の運営に関して必要な事項は、委員長が別途定める。

付則 この規約は、令和 3 年 3 月 2 4 日から施行する。

高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ

委員名簿

内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当）	やざき 剛吉 矢崎 剛吉
国土交通省 都市局 市街地整備課長	きくち まさひこ 菊池 雅彦
◎ 国土交通省 水管理・国土保全局 治水課長	ふじまき ひろゆき 藤巻 浩之
国土交通省 関東地方整備局 建政部長	おおい ゆうこ 大井 裕子
国土交通省 関東地方整備局 河川部長	にしざわ けんたろう 西澤 賢太郎
国土交通省 関東地方整備局 統括防災官	ひしだ あきら 菱田 晃
東京都 総務局 総合防災部 防災計画担当部長	こが もとひろ 古賀 元浩
東京都 都市整備局 都市づくり政策部長	おの みきお 小野 幹雄
○ 東京都 都市整備局 市街地整備部長	あさやま つとむ 朝山 勉
東京都 建設局 公園緑地部 公園計画担当部長	ねごろ ちあき 根来 千秋
東京都 建設局 河川部長	こばやし かずひろ 小林 一浩
墨田区 副区長	たかの ゆうじ 高野 祐次
江東区 副区長	おしだ ふみこ 押田 文子
北区 副区長	うちだ たかし 内田 隆
板橋区 副区長	はしもと まさひこ 橋本 正彦
足立区 副区長	くどう しのみ 工藤 信
葛飾区 副区長	あかぎ のぼる 赤木 登
江戸川区 副区長	にいむら よしひこ 新村 義彦

（オブザーバー）

（独）都市再生機構 理事

あらかわ たつお
荒川 辰雄

◎委員長
○副委員長
※敬称略

事務連絡
令和3年3月15日

災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議
メンバー 各位

災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議
座長 国土交通省技監 山田 邦博
副座長 東京都技監 上野 雄一

「災害に強い首都『東京』の形成に向けた連絡会議規約」の改正
及び「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」の設置について（書面表決）

本連絡会議においては、昨年12月15日に『災害に強い首都「東京」形成ビジョン』を作成・公表したところです。これを踏まえ、今後、設定したモデル地区等において高台まちづくりの実践等を図るとともに、新たに生じた課題等を踏まえた具体的な方策等について更なる検討を実施するため、「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」の設置を考えております。

つきましては、本会議規約第5条（書面による議事）に基づき、「災害に強い首都『東京』の形成に向けた連絡会議規約」の改正及び「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」の設置について書面表決を行いますので、ご意見等がございましたら、別添意見様式にて回答をお願いします。

記

1. 今回の主な規約の改正について（別紙1）
（ワーキンググループ）を追加
第6条 座長は、必要があると認める場合においては、ワーキンググループを設置し、具体的な方策等を検討させることができる。
2 ワーキンググループの検討結果については、連絡会議に報告を行うものとする。
2. 「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」の設置について（別紙2）
高台まちづくりの具体的な推進方策を検討するために、「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」を設置
3. 回答期限
令和3年3月22日（月）12:00

【問合せ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 企画専門官 中須賀 淳
TEL : 03-5253-8455

東京都 都市整備局 市街地整備部 工事調整担当課長 高橋 栄二
TEL : 03-5320-5448

【回答先】

yamasaki-y8913@mlit.go.jp

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 係長 山崎 幸栄

「災害に強い首都『東京』の形成に向けた連絡会議規約」の改定
及び「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」の設置に関するご意見

局名	〇〇省（東京都）〇〇局
「災害に強い首都『東京』の形成に向けた連絡会議規約」の改定へのご意見	
「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」の設置に関するご意見	

【連絡先】

①所属	〇〇省（東京都）〇〇局〇〇部〇〇課〇〇担当		
②役職・氏名	〇〇〇〇 〇〇 〇〇		
③電話番号		Eメールアドレス	

災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議 規約

令和2年1月15日

令和3年 月 日改正

(名称)

第1条 本会は、「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」（以下「連絡会議」という。）という。

(目的)

第2条 連絡会議は、首都「東京」において大規模洪水や首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避するための防災まちづくり（水害対策・地震対策など）について検討を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 連絡会議は別紙に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 連絡会議に座長、副座長を置く。

2 座長は連絡会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があったときは、副座長が会務を総理する。

4 連絡会議は、座長が招集する。

5 連絡会議について座長、副座長以外は代理出席を認めるものとする。

6 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外のものを連絡会議に出席させ、説明を求めることができる

7 連絡会議は、原則公開とする。なお、連絡会議の議を経て非公開にすることができる。

8 連絡会議配布資料は、国土交通省及び東京都のウェブサイトに掲載することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

9 連絡会議における議事要旨については、連絡会議後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省及び東京都のウェブサイトに掲載するものとする。

(書面による議事)

第5条 座長は、やむを得ない理由により連絡会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により連絡会議の開催に代えることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置して検討させることができる。

2 ワーキンググループの検討結果については、連絡会議に報告を行うものとする。

(事務局)

第~~7-6~~条 連絡会議の事務局は、国土交通省水管理・国土保全局、東京都都市整備局が行う。

(雑則)

第~~8-7~~条 この規約に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

付則

この規約は、令和2年1月15日から施行する。

付則 (令和3年 月 日)

この規約の変更は、令和3年 月 日から施行する。

災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議

メンバー

(座長)	やまだ 山田	くにひろ 邦博	国土交通省技監
(副座長)	うえの 上野	ゆういち 雄一	東京都技監（都市整備局長兼務）
	あおやぎ 青柳	いちろう 一郎	内閣府政策統括官（防災担当）
	あおき 青木	よしゆき 由行	国土交通省不動産・建設経済局長
	さかき 榊	しんいち 真一	国土交通省都市局長
	いのうえ 井上	ともお 智夫	国土交通省水管理・国土保全局長
	よしおか 吉岡	みきお 幹夫	国土交通省道路局長
	わだ 和田	のぶたか 信貴	国土交通省住宅局長
	どい 土井	ひろつぐ 弘次	国土交通省関東地方整備局長
	やまて 山手	ひとし 斉	東京都総務局長
	なかじま 中島	たかし 高志	東京都建設局長
	えのもと 榎本	まさと 雅人	東京都住宅政策本部長
	あんどう 安藤	としお 俊雄	東京消防庁消防総監

(オブザーバー)

あらかわ 荒川	たつお 辰雄	(独) 都市再生機構 理事
もりかわ 森川	まこと 誠	(一社) 不動産協会理事／事務局長

(敬称略)

高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ 規約（案）

令和3年 月 日

（名称）

第1条 本会は、「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」（以下「WG」という。）という。

（目的）

第2条 WGは、令和2年12月に策定した「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」に基づき、高台まちづくりを推進するため、地域ごとの水害リスク等を踏まえた高台まちづくりのあり方や、モデル地区等における高台まちづくりの実践等の過程で生じた課題等に対する具体的な推進方策について検討を行うことを目的とする。

（連絡会議との関係）

第3条 WGは、「災害に強い首都『東京』の形成に向けた連絡会議」（以下「連絡会議」という。）の規約第6条に基づき設置する。

2 WGの検討結果については、連絡会議に報告を行うものとする。

（構成）

第4条 WGは別紙に掲げる者をもって構成する。

（会議）

第5条 WGに委員長、副委員長を置く。

2 委員長はWGを代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があったときは、副委員長が会務を総理する。

4 WGは、委員長が招集する。

5 WGについて委員長、副委員長以外は代理出席を認めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、構成員以外のものをWGに出席させ、説明を求めることができる

7 WGは、原則公開とする。なお、WGの議を経て非公開にすることができる。

8 WG配布資料は、国土交通省及び東京都のウェブサイトに掲載することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

9 WGにおける議事要旨については、WG後速やかに作成し、あらかじめ委員長に確認の上、国土交通省及び東京都のウェブサイトに掲載するものとする。

（書面による議事）

第6条 委員長は、やむを得ない理由によりWGを開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決によりWGの開催に代えることができる。

（事務局）

第7条 WGの事務局は、国土交通省水管理・国土保全局治水課、東京都都市整備局市街地整備部が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、WGの運営に関して必要な事項は、委員長が別途定める。

付則 この規約は、令和3年 月 日から施行する。

高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ

委員名簿（案）

内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当）	やぎき 剛吉 矢崎
国土交通省 都市局 市街地整備課長	きくち まさひこ 菊池 雅彦
◎ 国土交通省 水管理・国土保全局 治水課長	ふじまき ひろゆき 藤巻 浩之
国土交通省 関東地方整備局 建政部長	おおい ゆうこ 大井 裕子
国土交通省 関東地方整備局 河川部長	にしざわ けんたろう 西澤 賢太郎
国土交通省 関東地方整備局 統括防災官	ひしだ あきら 菱田 晃
東京都 総務局 総合防災部 防災計画担当部長	こが もとひろ 古賀 元浩
東京都 都市整備局 都市づくり政策部長	おの みきお 小野 幹雄
○ 東京都 都市整備局 市街地整備部長	あさやま つとむ 朝山 勉
東京都 建設局 公園緑地部 公園計画担当部長	ねごろ ちあき 根来 千秋
東京都 建設局 河川部長	こばやし かずひろ 小林 一浩
墨田区 副区長	たかの ゆうじ 高野 祐次
江東区 副区長	おしだ ふみこ 押田 文子
北区 副区長	うちだ たかし 内田 隆
板橋区 副区長	はしもと まさひこ 橋本 正彦
足立区 副区長	くどう しのが 工藤 信
葛飾区 副区長	あかぎ のぼる 赤木 登
江戸川区 副区長	にいむら よしひこ 新村 義彦

（オブザーバー）

（独）都市再生機構 理事

あらかわ たつお
荒川 辰雄

◎委員長
○副委員長
※敬称略

災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議

【メンバー】座長：国土交通省技監、副座長：東京都技監、委員：国、都の局長 等

【目的】防災まちづくりの検討(進捗状況の共有、取組方策等の更なる検討、ビジョンの改定 等)

規約に基づき設置

検討結果について報告

高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ

【メンバー】委員長：国土交通省治水課長、副委員長：東京都市街地整備部長

委員：国の課長、関東地方整備局の部長、東京都の部長、
荒川・江戸川沿川7区の副区長 等

【目的】高台まちづくりのあり方の具体的な推進方策の検討

情報共有

国、都、区等が実施するモデル地区等における検討

【目的】国、都、地元区等の関係機関が一体となり、本ビジョンで示した具体的な方策を適用しつつ、
具体的な検討を実施